

お子さんの定期予防接種に関するお知らせ

問 健康推進課 ☎0422-24-8050

接種開始の時期に合わせて、予診票を発送します。お子さんを病気から守るため、計画的に接種を受けましょう。

※転入した方は「予防接種・健診連絡票」をご提出ください(転入手続き時に窓口でお渡しします)。

所 市内および武蔵野市・調布市・小金井市・世田谷区・杉並区の協力医療機関 物 予診票、母子健康手帳

種類	対象年齢	接種回数	予診票発送時期
ロタウイルス	6週～24または32週	2回 または3回	生後2カ月ごろ
B型肝炎	1歳未満	3回	生後2カ月ごろ
ヒブ(インフルエンザ菌b型)	2カ月～5歳未満	4回(※1)	生後2カ月ごろ
小児用肺炎球菌	2カ月～5歳未満	4回(※1)	生後2カ月ごろ
BCG(結核)(※2)	おおむね3カ月～1歳未満	1回	生後3カ月ごろ
4種混合(3種混合・不活性ポリオ)	3カ月～7歳6カ月未満	4回	生後3カ月ごろ
麻しん(はしか)・風しん混合(MR)(1期)	1～2歳未満	1回	1歳の誕生日ごろ
水痘(水ぼうそう)	1～3歳未満	2回	1歳の誕生日ごろ
日本脳炎(1期)(※3)	3歳～7歳6カ月未満 (生後6カ月から接種可)	初回2回 追加1回	3歳の誕生日ごろ 4歳の誕生日ごろ(※4)
麻しん(はしか)・風しん混合(MR)(2期)	5～7歳未満(小学校就学前の1年間)	1回	該当する年の4月
日本脳炎(2期)(※3)	9～13歳未満	1回	9歳の誕生日ごろ(※4)
2種混合	11～13歳未満	1回	11歳の誕生日ごろ
子宮頸(けい)がん予防(HPV)(※5)	小学6年生～高校1年生の女子	3回	—

- ※1 接種を生後2～7カ月未満に開始しない場合は回数が異なります。
- ※2 杉並区の協力医療機関では接種できません。
- ※3 接種を受けていない平成19年4月1日以前生まれの方は20歳の誕生日の前日まで、1期の接種を受けていない19年4月2日～21年10月1日生まれの方は9～13歳未満の間に、特例措置として公費での接種が可能です。希望する方は同課へお問い合わせください。
- ※4 ワクチンの供給量不足の影響で、令和3年度対象者への発送を延期していたため、今年度は5・10歳を迎える方にも送付しています。
- ※5 3年度まで積極的な勧奨を控えていましたが、今年度より再開し、高校2年生～25歳の方も公費で接種できます。希望する方で予診票がお手元がない場合はお問い合わせください。

里帰り中などに接種を希望する方は「定期予防接種実施依頼書」が必要です

里帰りなどの理由により、市内および近隣市区の協力医療機関以外での接種を希望する方は、事前に定期予防接種実施依頼書を同課へ申請してください。負担した費用についての助成制度が利用できます(手続きには10日程度かかります)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

予防接種のスケジュール管理は「みたかきつずナビ」で

子育て支援アプリ「みたかきつずナビby母子モ」を下記二次元コードからダウンロードしてください。お住まいの郵便番号やお子さんの生年月日を登録すると、お子さんに合わせた予防接種のスケジュールが自動で作成され、接種日が近づくとプッシュ通知でお知らせします。そのほか、さまざまな子育て関連情報をお届けします。ウェブ版 [HP](https://www.mchh.jp/) <https://www.mchh.jp/>も利用できます。



おたふくかぜ予防接種(任意接種)の一部費用助成を開始

- 日 10月1日接種分から
 - 人 接種日時点で1歳のお子さん(すでに罹患(りかん)した方、接種済みの方は対象外)
 - 円 自己負担額3,000円(市内協力医療機関に限る。医療機関で支払い。助成は1回のみ)
- ※生活保護受給世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯の方は、受給証明書の提示で無料となります。

8月は障がい者(児)手当の受給資格の更新月です

問 障がい者支援課 ☎0422-29-9234

所得制限や施設入所などで受給資格が無くなった方でも、前年の所得が再び基準内になった場合や施設を退所した場合は、改めて申請することで手当を受給できます。受給資格などを確認のうえ、忘れずに申請してください。

手当の種類	対象者	手当月額
① 特別障害者手当(国)	20歳以上で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障がいまたは同等の疾病、精神障がいがあり、常時特別な介護を必要とする方	27,300円
② 障害児福祉手当(国)	20歳未満で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度または同等の疾病、精神障がいがあり、常時介護を要する方	14,850円
③ 重度心身障害者手当(都)	心身に重い障がいがあり、常時複雑な介護を要する方	60,000円
④ 心身障がい者福祉手当(都)	特別障がい手当 20歳以上の身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方	15,500円
⑤ 一般障がい者福祉手当(市)	一般障がい手当 身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度の方	4,000円
⑥ 特定疾患(難病)手当(市)	市の指定する疾患を有し、特定医療費(指定難病)受給者証、マル都医療券、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている方	6,000円

更新手続きが必要な方は書類の提出をお忘れなく

- 手続きが必要な方へ案内を送ります。未提出の場合は手当の支給が停止しますので、必ず期限内にご提出ください。
- 日 各期限までに必要書類を直接または郵送で「〒181-8555 障がい者支援課(市役所1階14番窓口)へ
 - ◆特別障害者手当など(①②)の更新
8月12日(金)～9月9日(金)(必着)に現況届を提出。
 - ◆重度心身障害者手当(③)の更新
8月31日(水)(必着)までに所得状況届を提出。
 - ◆心身障がい者福祉手当(④～⑥)の更新
1月2日以降に転入した受給者のうち必要な方に、9月以降に案内を送付します。

※手当は申請した月(一部手当は翌月)分から支給します。 ※手当により、所得制限などの支給要件があります。
※①～④は特定の施設に入所している場合は受給できません。③④は65歳以上の方は特定の場合を除き新規申請はできません。

健康コラム 出生前遺伝学的検査の動向について

最近、皆さんがよく耳にする新型コロナウイルスのPCR検査は、遺伝子を用いた検査ですが、そのほかにも一般的になってきた遺伝子検査があります。その一つに、ここ数年妊婦の方に対して行われる、胎児の疾病を予測する出生前遺伝学的検査(NIPT)があります。この検査は、ある一定の染色体の問題を抱えたお子さんを妊娠しているかどうかを知るための妊娠初期の検査で、妊婦さんの血液の遺伝子を用いて行います。

しかし、その一方で、母体の一般的な静脈採血で行うことができる便利なから、発症が予測される病気に対する知識や理解、検査の精度に対する理解、染色体の問題が予測されるお子さんの妊娠が疑われた場合にどうするか理解などが不十分のまま検査を受けられるケースも多いという懸念が広がっています。

そのため、日本医学会では新たなNIPTの認証制度を立ち上げることにになり、検査に関する情報提供認証の指針がこの春開始されました。その中に日本小児科学会が認定する「出生前コンサルト小児科医」も設定され、産科を持たない施設にいる認定小児科医にも相談できるようにしました。生まれてくるお子さんが元気であってほしいと思うのは万人の願いですが、同時に人間の精神身体上の特徴は千差万別でもあり、そのような中で検査に迷いを抱えていらっしゃる妊婦さんやご家族の方の家族計画の一助となるべく、この制度を活用して認定小児科医を利用していただけるかと思っています。

小児科医の立場は、生まれつきの心身の健康上の問題のあるなしや程度に関わらず、それぞれが豊かな心身で生活ができるお手伝いをすることです。新しい技術を正しく理解して家族の幸せのために利用したいものです。

問 三鷹市医師会 ☎0422-472155